

施設利用の制限解除について

令和5年5月8日から

5月8日より「**新型コロナウイルス感染症**」の感染症法上の位置づけが「**5類感染症**」へ変更されました。

これに伴い、業界ガイドラインも廃止となりました。

2020年3月以来ガイドラインにより制限を行ってまいりましたが、これらを全て廃止いたします。

会員の皆さまには今までの施設利用に対し、ご理解とご協力ありがとうございました。

支配人 大桃 忠義